

A7 平成 19 年 3 月 31 日までに設立した医療法人は出資金が 1,000 万円以上の場合には初年度および次年度は強制的に消費税の納税義務者になります。平成 19 年 4 月 1 日以後設立した医療法人は出資金の概念がありませんので、課税事業者を選択しない限り消費税の納税義務はありません。

平成 19 年 3 月 31 日までに設立した医療法人は経過措置型医療法人（特定医療法人などを除く）といわれ、出資持分ありの社団法人の場合は出資金の概念があり、設立時出資金が 1,000 万円以上であれば、設立初年度および次年度は強制的に消費税の納税義務者となりました。

平成 19 年 4 月 1 日以後に設立した医療法人は持分の定めのない社団医療法人（代表例として基金拠出型医療法人）であり、出資金の概念がありませんので、課税事業者の選択をしない限り設立初年度および次年度は消費税の納税義務者になりません。